

2-1-1 太陽光発電事業の概要、目的

Q 太陽光発電事業は、どのような事業ですか。

A 太陽光発電事業は、企業（法人又は個人）が、太陽光発電設備を購入して行う事業です。
(Y)

解説

1. 太陽光発電事業の概要

太陽光発電事業は、企業（法人又は個人）が、太陽光発電設備を購入して行う事業です。太陽光発電の売電・自家消費の形態としては、①発電した電力のすべてを売電する全量売電、②発電した電力の一部を自己の事業で消費（自家消費）し、余剰電力を売電する余剰売電、③一切の売電を行わず、全量を自家消費する全量自家消費型があります。

なお、近年では、事業者や居住者の建物等にその建物等の所有者以外の第三者が太陽光発電設備を設置し、その事業者や居住者へ電力を契約により売却する PPA モデルという形態の太陽光発電事業もあります。

大変残念なことですが、安倍・菅政権の経済界に対する裏公約、2030年エネルギーミックス（2030年電源比率 火力56%、原子力22~20%、再エネ22~24%（うち太陽光7%））の確実な実現のため、太陽光設備（7%のうち5.6%が達成済）は、もうほぼ設置させない政策が行われています。令和2年度以降の低圧太陽光発電については、30%以上の自家消費を行う計画になっていないと、FITの認定を受けられないこととなっています。これにより、低圧の野立て発電は、実質的に行えないこととなりました。

2. 自家消費型発電とは、

自家消費型発電とは、発電した電力の全部又は一部を自己の事業で消費（自家消費）する発電です。法制等によっては、発電した電力の全部を自家消費する発電（全量自家消費）を自家消費型と呼ぶ場合もあり、自家消費型という用語の使い方には気を付ける必要があります。

電力会社から電気を購入し、使用する場合には、@35~12円/kWhを支払っています。したがって、@10円/kWh前後で売電を行うよりも、自家消費を行った方が高い利回りになることが通常です。

ただし、自家消費型発電は、良い屋根又は近隣の土地を有している事業者または居住者にしか行うことができない発電であり、都心の高層のオフィスビル、タワーマンションでは、行うことはできません。自家消費型発電を推進しても、RE100（再生可能エネルギー100%）という目標は達成できず、東海第二原発等の再稼働が必要という結論に誘導されてしまうことに留意する必要があります。

3. 太陽光発電事業の目的

売電収入を得る、あるいは、自家消費型において、支払う電力料金を極小化することで、投資に対する利回りを得ることが太陽光発電事業の目的となります。